

# マイナンバー制度について

## マイナンバーの本格運用に向けた取り組みの開始

問 情報政策課

マイナンバーを利用した「情報連携」と「マイナポータル」の本格運用開始の時期が、秋頃に延期されました。

それに伴い、7月18日(火)から行政機関等との間で、マイナンバーを利用した情報連携の試行運用(3か月程度)が始まります。

秋頃からは、「マイナポータル」がさらに使いやすくなる専用アプリの公開等と併せ、本格運用を開始する予定です。なお、本格運用の時期等の詳細は決まり次第、市報や市ホームページ等でお知らせします。

**情報連携**  
試行運用の間は、従来通り住民票や課税証明書等の添付書類の提出をいただいていたうえで、情報提供ネットワークシステムでの情報照会も併せて行います。

本格運用に移行したあとは、対象の手続き(表1参照)で、添付書類を省略できるようにします。

**マイナポータル**  
マイナポータル(国の整備する、特定個人情報提供記録等確認サイト)を利用することで、情報提供ネットワークシステムで自身の個人情報について、どの機関に、何の目的で提供されたかの確認や、同システムで提供される自身の個人情報内容を確認することができ、試行運用の間は、情報提供

記録や本人情報確認等の一部機能のみの利用となりますが、本格運用に移行する際はマイナポータルの操作性の改善やスマートフォン専用アプリの公開等がされる予定です。

**利用方法**  
マイナンバーカードのほか、マイナポータルに対応しているパソコンやICカードリーダー等が必要です。詳細はホームページ「マイナポータル」をご覧ください。下記コールセンターへお問い合わせください。

**独自利用**  
7月から市の条例で定められた12の事務手続き(表2参照)で、マイナンバーの独自利用が始まります。それに伴い、7月1日(土)からマイナンバー利用事務として、申請書へのマイナンバーの記入や、マイナンバーカード等での本人確認が必要になります。

なお、国の個人情報保護委員会による承認が下り次第(平成30年度以降予定)、独自利用事務においても随時他の行政機関からの証明書等の添付が省略できるようになり、事務処理の迅速化等が期待できます。

**マイナンバー・通知カードの紛失・盗難・焼失等**  
マイナンバーカード等の紛失、又は盗難に遭った場合は至急下記コールセンターへ連絡し、利用を一時停止させ、

警察へ届け出をしてください。

なお、一時停止の解除は市民課(本庁舎1階)への届け出が必要です。

### カードの再発行

表4に掲載しているマイナンバーカード発行に必要な申請書類のほかに、紛失・盗難・焼失等を証明するもの(表3参照)が必要です。詳細は市民課へお問い合わせください。

### コールセンター

マイナンバー制度やカードに関するお問い合わせはコールセンターをご利用ください。★一時利用停止の手続きは、各コールセンターで24時間365日受け付けています。

○個人番号カードコールセンター(☎0570・783・578)  
☎平日午前8時30分～午後8時、土・日・祝日午前9時30分～午後5時30分

※年末年始を除く  
○マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)

一部IP電話等ではない

○マイナンバー制度、マイナポータルに関すること(☎050・3816・9405)

○通知カード、マイナンバーカードに関すること(☎050・3818・1250)

○マイナポータルに関すること(About My Number System, My Number Portal)(TEL0120・0178・26)

○政府広報オンライン(マイナンバー特集)

○内閣府の「マイナンバー(社会保障・番号制度)」

**マイナンバー制度に関する情報提供(Information on the My Number System)**  
外国人のかたへ(For Foreigners)

市民相談・交流課(本庁舎1階)では、英語、中国語、韓国・朝鮮語での情報提供を行っています。なお、市報等の翻訳も行っていますので、希望する場合は事前にお問い合わせ

★一時利用停止の手続きは、各コールセンターで24時間365日受け付けています。

また、国では外国人のかた向けに英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の制度概要資料やよくある質問の情報提供を行っていますので、併せてご利用ください。

○内閣府の「For Foreigners(外国人の方へ)」

○マイナポータルに関すること(About My Number System, My Number Portal)(TEL0120・0178・26)

○通知カード、マイナンバーカードに関すること(About Notification Card, My Number Card)(TEL0120・0178・27)

○政府広報オンライン(マイナンバー特集)

○内閣府の「マイナンバー(社会保障・番号制度)」

**マイナンバー制度に関する情報提供(Information on the My Number System)**  
外国人のかたへ(For Foreigners)

市民相談・交流課(本庁舎1階)では、英語、中国語、韓国・朝鮮語での情報提供を行っています。なお、市報等の翻訳も行っていますので、希望する場合は事前にお問い合わせ

★一時利用停止の手続きは、各コールセンターで24時間365日受け付けています。

## マイナンバーカード(個人番号カード)について

問 市民課

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認のほか、さまざまな場面で公的な本人確認書類として使える顔写真付きのプラスチック製のカードです。

### 有効期限

20歳以上のかたはカード発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満のかたはカード発行日から5回目の誕生日までです。

### 申請方法

在留期限のある外国人住民は在留期間の満了日までです。郵送又はインターネットから申請できます。

### 受け取り

申請から1か月程度で市から交付通知書が送付されます。この通知が届いたら、市民課へお越しください。

★市民課窓口(本庁舎1階)※地域サービス窓口では受け取れません。

費用無料(再発行の場合は有料)持交付通知書、通知カード、本人確認書類(表4参照)、住民基本台帳カード(お持ちのかた)

※代理人が受け取る場合は、事前に市民課へお問い合わせください。なお、法定代理人が必要で、乳幼児も含む

※カード交付時に本人確認のため、顔認証システムを活用することがあります

本人が来庁する場合は、Aの書類1点又はBの書類2点。代理人が来庁する場合は、申請者のAの書類2点またはAとBの書類各1点(Aの書類がない場合には、写真付のものを含むBの書類3点)と、代理人のAの書類2点又はAとBの書類各1点



表4 本人確認書類

A	運転免許証・住民基本台帳カード(写真のもの)・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の発行のものに限る)、一時庇護許可書、仮滞在許可書
B	官公署発行の証明書、健康保険証・介護保険証・年金手帳・社員証・学生証・学校名が記載された各種書類・預金通帳・生活保護受給者証など ※「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されたもの

※A、Bとも有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限りま。